

置戸町指定介護予防支援事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）第19条の規定に基づき、置戸町が開設する置戸町指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の運営に係る事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業所が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、要支援状態になった場合においても、事業を利用する者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、医療、保健、福祉サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。

- 2 事業所は、自らが提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たって、常に利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場で提供する指定介護予防サービス等（法第2条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏る事のないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、地域の保健、医療、福祉機関等及び住民による自発的な活動を含めた地域における様々な地域資源との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 置戸町介護予防支援事業所

所在地 置戸町字置戸 246 番地の 3（置戸町地域福祉センター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1名

(2) 保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。) 常勤1名以上

2 前項に規定する職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者は、事業の統括及び職員の管理をするとともに、指定介護予防支援の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員は、指定介護予防支援の提供及びその他必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月4日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容等)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 提供方法

介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29号から第31号の規定)に従って実施する。

(2) 利用者等との契約に基づき、介護予防サービス計画を作成する。

(3) サービス担当者会議

介護予防サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。ただし、やむを得ない理由で会議に参加できない場合、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問

介護予防サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握

し、サービス計画の変更等、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(5) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行なうために必要と認められるサービスの提供を行う。

(6) 指定介護予防支援を利用した場合の利用料は、無料とする。

(利用料等)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用に係る料金（以下「利用料」という。）の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、置戸町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを置戸町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業者は、担当職員の資質の向上を図るための研修機会を設けるも

- のとし、また、業務体制を整備する。
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、町長と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。